



介護保険によるサービスの利用

介護保険のサービスを利用できるのは

65歳以上の方（第1号被保険者）

- 要介護状態………ねたきりや認知症などで、入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について、いつも介護が必要な場合
- 要支援状態………いつも介護が必要とまではいかなくても、家事や身じたくなどの日常生活に手助けが必要な場合

※要介護（要支援）状態になった原因は、特に問いません。

※交通事故など第三者による行為が原因で介護が必要になった場合も、介護保険によるサービスを利用することができます。

「第三者行為による傷病届」等の書類の提出が必要ですので、お住まいの区役所・支所の介護医療係にお問い合わせください。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）

- 老化に伴う病気（「特定疾病」）によって、要介護状態や要支援状態になった場合

※特定疾病以外の原因により要介護（要支援）状態になった場合は、介護保険のサービスを利用できません。

特 定 疾 病	①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	⑨脊柱管狭窄症
	②関節リウマチ	⑩早老症
	③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
	④後縦靭帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
	⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
	⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
	⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	⑮慢性閉塞性肺疾患
	⑧脊髄小脳変性症	⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護（要支援）の対象とならない方の例

- 誰かに助けてもらうことなく、一人で外出できるほど元気な方
- 元気であるが、家事をする習慣がないためにお手伝いを必要とする方など

※このような方は、将来介護が必要になったときに申請してください。

急にサービスの利用が必要になった時

- 要介護（要支援）認定の申請から認定結果の通知までは30日程度かかりますが、サービスの利用を急ぐときは、結果が通知されるまでの間でも、見込まれる要介護度に応じて、仮のケアプラン（P14参照）によるサービス利用が可能です。
- 仮のケアプランの作成については、「えがおの窓口」「あんしんすこやかセンター」（P40～43参照）に相談してください。
- 「えがおの窓口」「あんしんすこやかセンター」には、仮のケアプランによるサービス利用の相談とともに、要介護（要支援）認定の申請の代行を依頼することができます。